

令和6年8月27日
第9回定例会資料

報告事項3

徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ（仮称）について

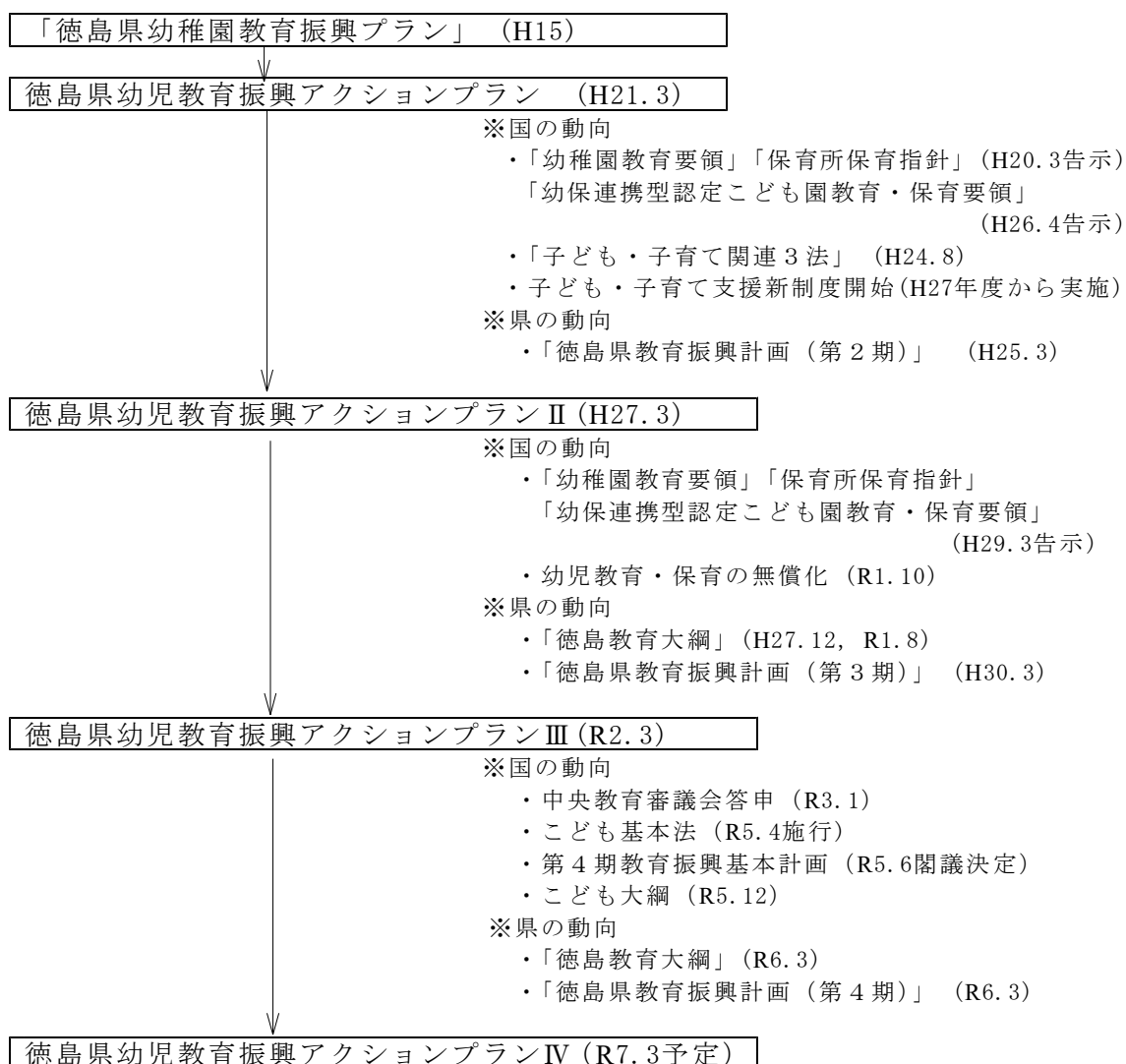
義 務 教 育 課

「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」（仮称）の策定について

1 策定の趣旨

- ・少子化、核家族化、情報化、国際化など、社会の変化や家庭・地域社会の教育力の低下等により、子どもを取り巻く環境やそれによる子どもの育ちに変化が見られる。
- ・幼稚園教育要領等の改訂や令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、幼児教育・保育への期待は更に高まっている。また、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「幼児教育・保育について、（中略）量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこと」が必要であるとされている。
- ・幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることや、0歳から18歳の子供の発達や学びが連続していることを踏まえ、幼児教育に関わるすべての者が相互に協力し、それぞれの役割を果たしながら、全ての幼児に格差なく教育の質の向上に取り組むことが求められる。
- ・令和元年度に策定した現行の「徳島県幼稚園教育振興アクションプランⅢ」の実施期間の終了に伴い、社会の変化や国・県の動向及び現行プランの検証を踏まえ、幼児教育の更なる振興・充実を図るための総合的な基本計画として策定する。

【参考1】



【参考 2】

(1) 出生数の推移（各年度1月1日時点。徳島県人口移動調査年報より）

年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
出生数	4, 582	4, 560	4, 386	4, 161	3, 951
増減	△ 463	△ 22	△ 174	△ 225	△ 210

(2) 就学前児童数と施設利用状況（各年度4月1日時点。ただし幼稚園は5月1日時点）

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就学前児童数	30, 920 △ 547	30, 264 △ 656	27, 335 △ 2, 929	26, 566 △ 769	25, 938 △ 628
施設利用児童数	22, 519	22, 201	21, 635	20, 789	20, 258
保育所 (保育所型認定こども園含む)	11, 510	10, 685	10, 245	9, 404	8, 956
幼稚園 (幼稚園型認定こども園含む)	5, 564	5, 062	4, 670	4, 134	3, 906
幼保連携型認定こども園	5, 230	6, 196	6, 449	6, 923	7, 058
小規模保育所等	215	258	271	328	338
保育所入所待機児童数	73	61	23	0	3

※就学前児童数は0～5歳児（徳島県年齢別推計人口より）

※平成30年度から小規模保育所等に事業所内保育「地域枠」及び「従業員枠」も含まれた。

(3) 幼稚園設置数の変化（幼稚園型認定こども園含む）

R6. 5月 義務教育課調べ

年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
幼稚園数	100	89	87	78	67	66
増減	△ 9	△ 11	△ 2	△ 9	△ 11	△ 1

(4) 幼保連携型認定こども園設置数の変化

年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
認可園数	43	51	53	60	63	64
増減	6	8	2	7	3	1

2 改訂プランの概要【章立て・柱立て】（案）

※ 赤字が改訂箇所

第1章 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」の基本的な考え方

- 1 策定の趣旨
- 2 実施期間
- 3 本県における幼児教育の現状と課題
- 4 本県の幼児教育振興の方向性
- 5 推進体制

第2章 基本方針と重点項目

基本方針1 幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実

- 重点項目(1) 幼稚園教育要領等の内容の理解促進
- 重点項目(2) 教育・保育内容の充実
- 重点項目(3) 教育・保育内容の評価と改善
- 重点項目(4) 教育・保育環境の整備
- 重点項目(5) 安全教育・安全管理の推進

基本方針2 保育者の資質及び専門性の向上

- 重点項目(1) 教員育成指標等を踏まえた研修の充実
- 重点項目(2) 研修体制の整備・充実
- ~~重点項目(3) 研修内容の充実~~

基本方針3 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

- 重点項目(1) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育・保育の充実
- ~~重点項目(2) 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続の推進~~
- 重点項目(2) 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携の促進
- 重点項目(3) キャリア教育・消費者教育の充実

基本方針4 特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実

- 重点項目(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における指導の充実
- 重点項目(2) 専門性のある相談・支援体制の整備
- 重点項目(3) 関係機関と連携した早期からの切れ目ない支援体制の構築

基本方針5 地域総ぐるみの子育て支援の推進

- 重点項目(1) 各施設における子育て支援の充実
- 重点項目(2) 預かり保育や延長保育の充実
- 重点項目(3) 家庭や地域社会、関係機関との連携の充実

3 今後の主なスケジュール（案）

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 8月27日 | 定例教育委員会報告 |
| 9月中旬 | 第1回徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ策定検討会議 |
| 11月中旬 | 第2回徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ策定検討会議 |
| 11月 日 | 定例教育委員会協議 |
| 11月下旬 | 議会報告（骨子案） |
| 1月上旬 | 第3回徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ策定検討会議 |
| 2月初旬 | 議会報告（案） |
| 2月 | 定例教育委員会付議 |

【参考 3】 現行プランの概要

第 1 章 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」の基本的な考え方

- 1 策定の趣旨
- 2 実施期間
- 3 本県における幼児教育の現状と課題
- 4 本県の幼児教育振興の方向性
- 5 推進体制

第 2 章 基本方針と重点項目

基本方針 1 幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実

- 重点項目(1) 幼稚園教育要領等の内容の理解促進
- 重点項目(2) 教育・保育内容の充実
- 重点項目(3) 教育・保育内容の評価と改善
- 重点項目(4) 教育・保育環境の整備
- 重点項目(5) 安全教育の充実・安全管理の推進

基本方針 2 保育者の資質・能力及び専門性の向上

- 重点項目(1) 教員育成指標等を踏まえた研修の実施
- 重点項目(2) 研修体制の整備・充実
- 重点項目(3) 研修内容の充実

基本方針 3 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

- 重点項目(1) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育・保育の充実
- 重点項目(2) 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続の推進
- 重点項目(3) 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携の促進
- 重点項目(4) キャリア教育・消費者教育の充実

基本方針 4 特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実

- 重点項目(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における指導の充実
- 重点項目(2) 専門性のある相談・支援体制の整備
- 重点項目(3) 関係機関と連携した早期からの切れ目のない支援体制の構築

基本方針 5 地域総ぐるみの子育て支援の推進

- 重点項目(1) 各施設における子育て支援の充実
- 重点項目(2) 預かり保育や延長保育の充実
- 重点項目(3) 家庭や地域社会、関係機関との連携の充実

※幼児教育の範囲

幼児とは、小学校就学前の者を意味する。

幼児教育とは、幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものである。具体的には、幼稚園における教育、保育所等における教育、家庭における教育、地域社会における教育を含み得る、広がりを持った概念としてとらえられる。